

■安全衛生関係の主要な手続

(6)建設工事関係

こんなとき 【場合】	どうする 【手続内容】	何を用いて 【必要書類】	いつ(までに) 【時期】
2以上の建設業の事業者が、1の仕事の共同連帯で請け負った場合、そのうちの一人を代表者に選定したとき及び、共同企業体代表者を変更したとき	所轄の労働基準監督署を経由して管轄の労働局へ提出	共同企業体代表者(変更)届(様式第1号)	仕事開始の日の14日前及び、変更したときは、できるだけ早めに
建設工事の元請負人となった場合、法30条2項により指名された場合で、元請負人の労働者及び関係請負人の労働者が同一の作業場所で作業を行う場合	同一の作業場所を管轄する労働基準監督署へ提出	特定元方事業者等の事業開始報告(任意様式)安衛則664条	①作業開始後、②は指名後は、できるだけ早めに
次に掲げる場合 ① 特定の規模、業種の事業場で建設物、機械等を設置、移転、変更しようとするとき ② 特定の機械等を設置、移転、変更しようとするとき	所轄の労働基準監督署へ提出	建設物、機械等設置・移転・変更届(様式第20号) 法88条 令24条 安衛則85条・86条・88条	工事を開始する日の30日前までに
建設業又は、土石採取業で一定の仕事を開始しようとするとき	厚生労働大臣又は、所轄の労働基準監督署へ提出	建設工事 土石採取 計画届(様式第21号) 法88条 安衛則89条の2・90条～92条	仕事の範囲に応じ、工事を開始する日の30日前まで又は、14日前までに
安衛法88条各第1項ただし書に基づき認定を受けた事業場	所轄の労働基準監督署へ提出	実施状況報告書(様式第20号の4) 安衛則87条の7	1年以内ごとに1回
次に掲げる作業を行うとき ① 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。)が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのものに限る)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業 ② 石綿則第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 ③ 上記の作業に類する作業	所轄の労働基準監督署へ提出	建築物解体等作業届(様式第1号) 石綿則5条	作業を行う前に